

横浜市小規模保育モデル事業設置認定要綱

制 定 平成 25 年 12 月 20 日 こ保整 988 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、保育に欠ける 3 歳未満の児童が、良好な環境で保育されることを目的に、平成 27 年施行予定の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）に先駆け、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 35 条第 4 項による認可を受けていない保育所を市長が横浜市小規模保育モデル事業として認定することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）小規模保育モデル事業 平成 26 年度において、新制度における小規模保育事業を先取りし実施する事業をいう。
- （2）保護者 親権を行うもの、未成年後見人その他の者で、法に規定する児童を現に監護するものをいう。
- （3）入所要件 横浜市保育所保育実施条例（昭和 62 年 3 月横浜市条例第 1 号）及び横浜市保育所入所承諾運用及び選考基準で規定する保育の実施の基準をいう。
- （4）短時間勤務職員 1 日 6 時間未満又は月 20 日未満勤務している職員をいう。

2 この要綱における児童の年齢は、当該年度の初日の前日における満年齢とし、年度途中で誕生日を迎えても変更しないものとする。

（事業実施者）

第 3 条 小規模保育モデル事業は、社会的信望を有するとともに、事業実施に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がなく、次に該当する法人で、かつ、第 5 条に規定する市長の認定を受けた法人（以下「事業実施者」という。）が実施する。

- （1）平成 25 年 4 月 1 日現在、法第 35 条第 4 項の認可を受けて保育所を運営している法人
- （2）平成 25 年 4 月 1 日現在、横浜保育室事業実施要綱（平成 9 年 4 月 1 日福保推第 18 号）に定める横浜保育室を運営している法人
- （3）平成 25 年 4 月 1 日現在、横浜市家庭的保育事業を実施している法人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、対象としない。

- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- （2）代表者又は役員のうち暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの

3 平成 24 年 8 月 22 日付けで公布された子ども・子育て支援法等の関連 3 法に基づく制度の施行後に、改正後の児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する「小規模保育事業」として、同法第 34 条の 15 第 2 項の規定による認可を受ける予定の事業実施者であること。

（事業実施施設の設置基準等）

第 4 条 小規模保育モデル事業は、事業実施者が所有又は賃借する建物（以下「事業実施施設」

という。)において実施するものとする。

2 小規模保育モデル事業に、次の認定区分を設ける。

(1) A型 必要な保育従事者が、全員保育士であるもの

(2) B型 必要な保育従事者のうち、保育士が2分の1以上であるもの

3 事業実施施設は、次の各号に掲げる基準を満たしていなければならない。

(1) 乳児室又はほふく室及び保育室又は遊戯室を有すること。

(2) 衛生的な調理設備、便所及び沐浴設備を有し、保育室等と区画されていること。

(3) 乳児室又はほふく室は、実質的に児童の保育に使用する面積が、0歳児又は1歳児1人につき3.3㎡以上であること。

(4) 保育室又は遊戯室は、実質的に児童の保育に使用する面積が、2歳児1人につき1.98㎡以上であること。

(5) 事業実施施設は、原則として、児童の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有する1階とすること。ただし、事業実施施設を1階に設けられない場合は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当する物を除く。)であり、避難に有効な設備を有する建物であること。

(6) 消防署等の指導に従い、非常警報器具及び消火器など、非常災害防止に必要な設備を有すること。

(7) 事業実施施設の敷地内に、2歳児1人当たり3.3㎡以上の屋外遊戯場があること。ただし、敷地内に屋外遊戯場を確保することが困難な場合は、事業実施施設の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき空き地又は公園があること。

(8) 実施しようとする建物において、建築確認済証及び検査済証の交付が確認できること。ただし、認定までに新築される物件については、市長が別途定める日までに交付が確認できること。

(9) 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。なお、昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され、工事着工された物件については、耐震調査を実施し、耐震上問題がないことが確認された建物であること又は耐震補強済の建物であること。

(10) 改修工事を行い開所する施設においては、「横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン(平成17年12月制定)」に基づき、室内化学物質対策を実施すること。

4 前項に定める基準のほか、小規模保育モデル事業の設備及び運営については、認可外保育施設指導監督基準に適合しなければならない。

(事業実施者の申込み及び認定)

第5条 市長は予算の定める範囲内で、事業実施者の募集を行い、次の各項に規定する手続きにより認定するものとする。なお、募集については、市内の状況等を踏まえて地域を限定して行うことができる。

2 事業実施者として認定を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、「横浜市小規模保育モデル事業 認定申込書」(第1号様式)に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。また、申込者は、申請する小規模保育モデル事業の認定区分をあらかじめ定めたいうで提出することとする。

3 市長は、前項の申込みがあったときは、必要に応じて実地調査等を行い、横浜市民間児童福祉施設整備事業等補助金交付等審査会を経て、その適否を審査する。

- 4 市長は、前項により申込みがあった計画を承認するときは、申込者に対し「横浜市小規模保育モデル事業 認定内示書」(第1号様式の2)を交付する。
- 5 市長は、第3項により申込みがあった計画を承認しなかったときは、理由を付して、その旨を申込者に対し「横浜市小規模保育モデル事業 不承認通知書」(第1号様式の3)で通知する。
- 6 第4項により内示を受けた申込者は、施設を整備し、開設の準備が完了した場合、「横浜市小規模保育モデル事業 開設準備完了届」(第1号様式の4)を市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 7 第4項により内示を受けた申込者は、第4項で内示した計画の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、「横浜市小規模保育モデル事業 認定内示内容変更協議書」(第1号様式の5)を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。
- 8 市長は、前項により協議があった内容を承認するときは、申込者に対し「横浜市小規模保育モデル事業 認定内示内容変更承認通知書」(第1号様式の6)を交付する。
- 9 市長は、第7項により協議があった内容を承認しなかったときは、理由を付して、その旨を申込者に対し「横浜市小規模保育モデル事業 認定内示内容変更不承認通知書」(第1号様式の7)で通知する。
- 10 市長は、第6項により届け出された事項が、承認した計画のとおりであることを確認したときに認定するものとし、申込者に対し「横浜市小規模保育モデル事業 認定通知書」(第1号様式の8)を交付する。
- 11 市長は、第6項により届け出された事項が、承認した計画のとおりでないときには、認定しないことができるものとする。その場合には、理由を付して「横浜市小規模保育モデル事業 不承認通知書」(第1号様式の3)で通知する。

(認定取消)

- 第6条 市長は、事業実施者がこの要綱の規定に違反したとき、又は認定を継続することが不適当と認められる事実が生じたとき、認定を継続することが合理的でないと認められるときは、横浜市民間児童福祉施設整備事業等補助金交付等審査会の意見を聴いたうえで、認定を取り消すことができる。なお、市長は、認定を取り消す場合は、当該事業実施者に弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、当該事業実施者に対し、あらかじめ、書面をもって、弁明をなすべき日時、場所及びその取消しをなすべき理由を通知するものとする。
- 2 市長は、認定を取り消したときは、当該事業実施者に対し「横浜市小規模保育モデル事業 認定取消通知書」(第1号様式の9)により通知する。

(廃止又は休止)

- 第7条 事業実施者は、小規模保育モデル事業の運営を廃止又は休止しようとするときは、原則として1か年以上前までに市長と事前協議を行わなければならない。
- 2 前項の事前協議は、以下の各号について行うものとする。
 - (1) 廃止又は休止の理由
 - (2) 廃止又は休止の期日等
 - (3) 保護者説明
 - (4) 児童の新たな受け入れ先
 - 3 事業実施者は、第1項に定める事前協議後に、小規模保育モデル事業の運営を廃止又は休止しようとするときは、1か月以上前までに「横浜市小規模保育モデル事業 事業廃止・休止申

請書」(第1号様式の10)を市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、前項の申請を承認するときは、事業実施者に対し「横浜市小規模保育モデル事業 事業廃止・休止承認通知書」(第1号様式の11)を交付する。
- 5 市長は、前項の申請を承認しなかったときは、事業実施者に対し「横浜市小規模保育モデル事業 事業廃止・休止不承認通知書」(第1号様式の12)を交付する。
- 6 事業実施者は、休止した小規模保育モデル事業の運営を再開しようとする時には、「横浜市小規模保育モデル事業 事業再開願」(第1号様式の13)を事前協議の上市長に届け出なければならない。
- 7 市長は、前項の届出事項について承認するときは、事業実施者に対し『横浜市小規模保育モデル事業 再開承認通知書』(第1号様式の14)を交付する。
- 8 市長は、前5項の届出事項について承認しないときは、事業実施者に対し『横浜市小規模保育モデル事業 再開不承認通知書』(第1号様式の15)を交付する。

(設置場所の変更)

第8条 事業実施者は、第5条第10項による認定を受けた設置場所の変更(移転)を希望するときは、保護者全員へ説明し了解が得られ、既に入所している児童が移転後も引き続き通園可能で、認定を受けた保育水準が引き続き確保され、若しくは上回ることができる計画等である場合には、市長あて協議をし、『横浜市小規模保育モデル事業 設置場所変更協議書』(第2号様式)に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項により申込みがあった計画を承認するときは、『横浜市小規模保育モデル事業 設置場所変更計画承認書』(第2号様式の2)を事業実施者に対し交付する。
- 3 市長は、第1項により申込みがあった計画を承認しないときは理由を付して、その旨を事業実施者に対し『横浜市小規模保育モデル事業 設置場所変更不承認通知書』(第2号様式の3)で通知する。
- 4 第3項により認定場所の変更を承認された事業実施者は、移転先の整備が完了後移転前に、市長あて『横浜市小規模保育モデル事業 設置場所の変更先整備完了届』(第2号様式の4)を提出し、検査を受けなければならない。
- 5 市長は、前項により届け出された事項が、第3項で承認された計画のとおりであることを確認したときは、『横浜市小規模保育モデル事業 設置場所変更認定通知書』(第2号様式の5)を事業実施者に対し交付する。
- 6 事業実施者は、前項の通知書の交付をもって、設置場所の変更を行うことができる。
- 7 市長は、第5項により届け出された事項が、第3項で承認された計画のとおりでないときには、承認を取り消すことができるものとする。その場合には理由を付して『横浜市小規模保育モデル事業 設置場所変更承認取消通知書』(第2号様式の6)で通知する。

(認定内容の変更)

第9条 事業実施者は、第5条第10項による認定を受けた内容のうち、設置場所を除く次のいずれかを変更するときは、市長あて事前に協議をし、『横浜市小規模保育モデル事業 認定内容変更協議書』(第3号様式)を提出しなければならない。

- (1) 事業実施者の代表者及び現場責任者の変更
- (2) 認定区分の変更
- (3) その他運営上の重要事項を変更する場合

- 2 市長は、前項により届け出された事項について、承認するときは、『横浜市小規模保育モデル事業 認定内容変更承認通知書』（第3号様式の2）を事業実施者に対し、通知する。
- 3 市長は、第1項により届け出された事項について、不承認とするときは、その理由を付して『横浜市小規模保育モデル事業 認定内容変更不承認通知書』（第3号様式の3）を事業実施者に対し、通知する。

（利用定員）

第10条 小規模保育モデル事業の利用定員は、10人から19人までとする。また、年齢別の受入れ人数を定めることとする。

（対象児童）

第11条 小規模保育モデル事業の対象となる児童は、保育所入所要件を満たす児童であって、次の各号に該当する児童とする。

- （1）横浜市民である保護者が現に監護する児童
- （2）原則、産休明け以上3歳に満たない児童。

（職員の配置）

第12条 職員の配置については以下のとおり定める。

- （1）施設には、施設長、保育従事者、調理員及び嘱託医を配置すること。ただし、以下の場合は調理員及び嘱託医を配置しないことができる。なお、配置しない場合には、第17条に規定する連携施設と具体的な業務内容を明確にした協定書等（契約書、覚書等）を締結すること。
 - ア 調理員については連携施設又は給食搬入施設において食事を調理・搬入し提供する場合
 - イ 嘱託医については、当該事業実施施設を利用する児童の健康診断や健康管理に関する相談等の支援を連携施設において行う場合
- （2）施設長は、以下の要件をすべて満たすこと。
 - ア 施設運営の責任者として、短時間勤務職員ではないこと。
 - イ 保育士であって、児童福祉施設、横浜保育室又は横浜市家庭的保育事業において、同一施設で継続して2年以上有給で勤務した経験があること。
- （3）保育従事者の数は、0歳児の児童3人につき1人以上、1歳児及び2歳児6人につき1人とした上で1人以上追加配置すること。なお、施設長についても保育従事者に含むことができることとする。
- （4）前号の基準により求められた保育従事者における有資格者の割合については以下のとおりとする。なお、0歳児を4人以上受入れる場合には、保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことができる。
 - ア A型 全保育従事者が保育士であること
 - イ B型 保育従事者の2分の1以上は、保育士であること。
- （5）第3号の基準により求められた保育従事者の2分の1以上は、短時間勤務職員ではない職員とすること。
- （6）保育従事者は、原則として、調理業務を兼務しないこと。
- （7）保育従事者は、常時複数配置とすること。
- （8）設置者は、施設長が休職等の理由により1か月以上施設を不在とするときは、保育士の資格を有する短時間勤務職員ではない職員の中から施設長の職務を代理する者（以下「施設長

代理」という。)を選任しなければならない。ただし、その期間は1年を超えることができない。

(保育士資格を有しない保育従事者の要件)

第13条 保育従事者のうち保育士の資格を有しない従事者は、健全な心身を有し、児童福祉に理解と関心があり、かつ児童に対して豊かな愛情を持つものと設置者が認めたものであって、児童の保育に従事する前までに実施する研修を修了した者であること。

(開設日及び開設時間)

第14条 小規模保育モデル事業の実施日は、原則として次の各号に掲げる日を除く毎日とする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで(前号に掲げる日を除く。)

2 小規模保育モデル事業の基本保育時間は、原則として、平日については午前8時30分から午後4時30分までの8時間、土曜日については午前8時30分から午後0時30分までの4時間とする。なお、基本保育時間を超えて保育を行う場合は、事前に市長に協議しなければならない。

(利用料)

第15条 事業実施者が保護者から徴収する保育料、延長保育料金、給食費等は、別途市が定める基準額に基づくものとする。

(食事の提供)

第16条 利用する乳幼児に対して、食事の提供を行うこと。食事を提供するときは、原則として、事業実施施設内で調理する方法によることとする。なお、調理業務を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号厚生省雇用均等・児童家庭局長通知)の内容に留意すること。ただし、連携施設又は給食搬入施設において食事を調理・搬入し提供する場合には、この限りではない。また、その場合においては、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第43条各号に掲げる要件を満たすよう努めることとし、連携施設又は給食搬入施設が別の事業者が設置、運営するものである場合は、委託する調理業務に関する内容を明確にした協定書等(契約書、覚書等)を締結すること。なお、上記による方法が困難であり、市が認める場合には、市と協議の上その他の方法により食事を提供することができる。

(連携施設)

第17条 小規模保育モデル事業の実施にあたっては、以下の施設を連携施設として設定すること。

(1) 認可保育所

(2) 認定こども園

(3) 横浜市私立幼稚園預かり保育実施幼稚園

2 事業実施施設は、次の各号に掲げる内容について、連携施設から必要な支援を受けること。ただし、前条により事業実施施設内で調理をする場合及び給食搬入施設において食事を調理・搬入する場合は第1号を、要綱第12条第1号の規定により事業実施施設に嘱託医を配置し、健康診断や健康管理を行う場合は第2号を不要とする。また、第1号及び第2号の支援を受ける

場合で、別の事業者が運営する施設を連携施設として設定する場合は、具体的な業務の内容を明確にした協定書等（契約書、覚書等）を締結すること。

(1) 食事の提供に関する支援

当該事業実施施設を利用する児童に提供する食事の献立作成及び調理・搬入等の支援

(2) 嘱託医による健康診断等に関する支援

当該事業実施施設を利用する児童の健康診断や健康管理に関する嘱託医に対する相談等の支援

(3) 屋外遊戯場の利用に関する支援

当該事業実施施設を利用する児童に対して、定期的に屋外遊戯場を開放するなど、満2歳以上の児童を中心とした屋外遊戯場の利用に関する支援

(4) 合同保育に関する支援

当該事業実施施設を利用する児童に対して、定期的に連携施設を開放し、連携施設の入所児童との交流や、集団活動を通じた児童同士の関係作りなど、合同保育に関する支援

(5) 後方支援乳幼児の保育に関する相談・指導等の支援のほか、保育士等の急な病休等の際や、研修受講時の代替要員の派遣等の支援

(6) 行事への参加に関する支援

運動会等の行事に当該事業実施施設を利用する児童を招いて、合同で行事を実施するなど、行事への参加に関する支援

(卒園後の受入れ先の確保)

第18条 当該小規模保育モデル事業を利用する児童が満3歳に達した場合など、事業実施施設を卒園する際の受入れ先を連携施設等において確保するなどし、卒園後の支援を行うよう努めること。

2 連携施設において卒園後の受け入れ先を確保する場合には、受入れ人数等の具体的な内容を明確にした協定書（契約書、覚書等）を締結すること。

(賠償責任保険)

第19条 事業実施者は、事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することにより、補償の体制整備を図ること。

(暴力団排除に関する取扱い)

第20条 市長は、必要に応じ、事業実施者（第5条に規定する市長の認定を受けようとするものを含む。）が第3条第2項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

附 則

この要綱は、平成25年12月20日から施行する。